

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	新日本空調株式会社			コード	1952		
提出日	2025/5/30		異動（予定）日	2025/6/27			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	村中 健一	社外取締役	○													○	新任	有
2	水野 靖史	社外取締役	○													○		有
3	梅原 由美子	社外取締役	○													○		有
4	成相 明子	社外取締役	○													○		有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		行政分野および経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
2	水野靖史氏は、当社が2016年6月22日まで導入しておりました買収防衛策に係る独立委員会委員でありました。当社は、当該委員会の委員を当社と特別の利害関係がなく、当社経営陣から独立した立場の社外監査役または社外有識者から選任しており、同氏を当該委員に選任しております。	弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
3		経営者および環境・サステナビリティの専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
4		税理士としての専門的知見ならびに行政分野等における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。